明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（一五）　二
○臨床研究法（一六）　五
〔条　約〕
○投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定（六）　三
〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務三四）　四
〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件（同二二）　四
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（国家公安委二〇）　四
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件（同二一）　四
○投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の効力発生に関する件（外務一四七）　四
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件（同一四八）　四
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（同一四九）　四
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学六九）　五
○道路に関する件
（関東地方整備局一八五）　五
○道路に関する件
（北陸地方整備局四四）　五
○道路に関する件
（中部地方整備局五四）　五
○道路に関する件
（近畿地方整備局一一三）　五
○道路に関する件
（中国地方整備局三八、三九）　五
○道路に関する件
（四国地方整備局三八～四三）　五
○都市計画に関する件
（九州地方整備局一〇九）　五
○道路に関する件
（北海道開発局九五、九六）　五
〔官庁報告〕
官庁事項
麦の需給に関する見通しの公表について（農林水産省）　五
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　五
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、国立研究開発法人土木研究所の役員の任命の公表、東日本高速道路株式会社工事開始、型式適合認定、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　五

本号で公布された法令のあらまし

◇**原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律**（法律第一五号）（原子力規制委員会）

一　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正関係

核燃料物質の使用者又は国際規制物資使用者の合併、分割又は相続における地位の承継に関する規定を創設することとした。（第五五条の四、第五五条の五、第六一条の五の二及び第六一条の五の三関係）

二　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正関係

1　廃止措置実施方針の作成及び公表

発電用原子炉設置者等は、その事業等を開始しようとするときは、原子力施設の解体等の廃止措置を実施するための方針を作成し、公表しなければならないこととした。（第四三条の三の三三等関係）

2　廃棄の事業等に関する規制の強化

㈠　廃棄物埋設事業者は、基準を超える第二種廃棄物に係る第二種廃棄物埋設の事業のための坑道を閉鎖しようとするときは、当該坑道の埋戻し等に関する計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならないこととした。（第五一条の二四の二関係）

㈡　指定廃棄物埋設区域内においては、原子力規制委員会の許可を受けなければ、土地を掘削してはならないこととした。（第五一条の二九関係）

三　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正関係

1　原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備

原子力規制委員会は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制が基準に適合するものであると認めるときでなければ、事業の許可等をしてはならないこととした。（第四三条の三の六等関係）